

メヘメッド印

勃爾牙利国 博士デ・スタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘッサブテッフ印

二、國際紛争平和の處理條約

白耳義国皇帝陛下、丁抹国皇帝陛下、西班牙国皇帝陛下並ニ同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇后陛下、亜米利加合衆国大統領、墨西哥合衆国大統領、仏蘭西共和国大統領、希臘国皇帝陛下「モンテネグロ」国公殿下、和蘭国皇帝陛下、波斯国皇帝陛下、葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞国皇帝陛下、全露西亞国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典諸威国皇帝陛下及勃爾牙利国公殿下ハ一般ノ平和ヲ維持スルコトニ協力セムコトヲ切ニ希望シ全力ヲ竭シテ國際紛争ヲ平和的ニ處理スルコトヲ幫助スルニ決シ文明国団ノ各員ヲ結合スル所ノ連帶義務ヲ識認シ公道ノ領域ヲ擴張スルト共ニ國際的正義ノ觀念ヲ鞏固ナラシメムコトヲ欲シ諸独立国ノ間ニ各国ノ頗ルヲ得ヘキ常設仲裁裁判制度ヲ置クコトハ前記ノ目的ヲ達スルニ最モ有効ナルヘキヲ確信シ仲裁手續ニ關スル一般且正則ノ組織ヲ設クルノ有益ナルヲ察シ萬国平和會議ノ至尊ナル發議者ト共ニ国安民福

独逸国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權大使 アン
ドリュエー・デー・ホワイト

紐育「コロンビア」大学総長 「オノレーブル」セツ
ス・ロウ

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 スタ
ンフォード・ニユエル

海軍大佐 アルフレッド・チー・マハン

陸軍砲兵大尉 ウ・カリアム・クロジエー

墨西哥合衆国大統領

仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公使 ド・
ミエー

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル弁理公使 セニー
ル

仏蘭西共和国大統領

前内閣議長前外務大臣衆議院議員 レオン・ブールジョ
ア

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ジョ
ールジュ・ピウール

特命全權公使衆議院議員男爵 デツールネル・ド・コン
スタン

ノ基礎タルヘキ公平正理ノ原則ヲ國際的協商ニ依テ定立スルノ須要ナルヲ認メ之カ為ニ條約ヲ締結セムト欲シ各々左ノ全權委員ヲ任命セリ

白耳義国皇帝陛下

國務大臣衆議院議長 オーギュスト・ベルネルト

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使伯爵
ド・グレル・ロジエー

上院議員 シュヴァリエー・デカン

丁抹国皇帝陛下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使侍
從エフ・エド・ビル

西班牙国皇帝陛下並ニ同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇
后陛下

前外務大臣公爵 デ・テツアン

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ド
ブルヴェ・ラミーレス・デ・ヴィーリヤ・ウルーチャ

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 アル
ツーロ・デ・バゲール

亜米利加合衆国大統領

希臘国皇帝陛下

前内閣議長前外務大臣仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄ス
ル特命全權公使 ニー・デリアンニ

モンテネグロ国公殿下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル露国全權大使
「コンセイエー、ブリヴェー、アクチュエル」ド・スタイル

和蘭国皇帝陛下

前外務大臣下院議員 ヨンク・ハール・アー・ペー・チュ
ー・ファン・カルネベーク

前陸軍大臣參事院議官將官 ヨット・チエー・チエー・
デン・ペール・ボールチュゲール

參事院議官 テー・エム・チエー・アッセル

上院議員 エー・エヌ・ラヒュセン

波斯国皇帝陛下

全露西亞国皇帝陛下及瑞典諸威国皇帝陛下ノ闕下ニ駐
劄スル特命全權公使侍從武官將官 ミルザ・リザ・カン
(アルファ・ウッドウレー)

葡萄牙国及「アルガルヴ」皇帝陛下

前海軍及殖民大臣西班牙国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル

特命全權公使 「ペール・デュ・ロワイヨーム」伯爵デ・マセーヅ

全露西亜国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使
「ペール・デュ・ロワイヨーム」ドルネーラス・デ・ヴァ
スコンセーロス

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使伯爵
デ・セリール

羅馬尼亞国皇帝陛下

独逸国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 アレ
キサンデル・ベルヂマン

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ジャ
ン・エヌ・パビニウ

全露西亜国皇帝陛下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權大使
「コンセイエー、プリヴェー、アクチュエル」ド・スタール
「コンセイエー、プリヴェー」ド・マルテンス
皇帝陛下ノ侍從 「コンセイエー、デター、アクチュエ
ル」ド・バンリ

暹羅国皇帝陛下

仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公使 ビア・

国中ノ一国若ハ数国ニ周旋又ハ居中調停ヲ依頼スルコト
ヲ約定ス

第三條 各締盟国ハ右依頼ノ有無ニ拘ハラズ紛争以外ニ立
ツ一国又ハ数国力事情ノ許ス限り自ラ進テ周旋又ハ居中
調停ヲ紛争国ニ提供スルコトヲ有益ト認ム

紛争以外ニ立ツ国ハ交戦中ト雖モ其ノ周旋又ハ居中調停
ヲ提供スルノ權利ヲ有ス

紛争国ハ右權利ノ行使ヲ目シテ友誼ニ戻レルモノト為ス
コトヲ得ス

第四條 居中調停者ノ本分ハ紛争国双方ノ申分ヲ和解シ且
其ノ間ニ生スルコトアルヘキ惡感情ヲ融和スルニ在ルモ
ノトス

第五條 居中調停者ノ職務ハ其ノ提出シタル和解方法ノ採
納セラレサルコトヲ紛争国ノ一方又ハ調停者自ラ確認シ
タルトキ直チニ終止スルモノトス

第六條 周旋及居中調停ハ紛争国ノ依頼ニ由ルト紛争以外
ニ立ツ国ノ発意ニ出ツルトニ論ナク全ク勸告ノ性質ヲ有
スルニ止マリ決シテ拘束ノ効力ヲ有セサルモノトス

第七條 反対ノ約束アル場合ノ外ハ居中調停ヲ承諾シタル
カ為メ動員其ノ他ノ戰闘準備ヲ中止シ遅延シ又ハ障碍ス
ルノ結果ヲ生スルコトナシ

スリヤ・ヌヴァートル

和蘭国皇帝陛下及大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス
ル特命全權公使 ビア・ヴィスッダ

瑞典諾威国皇帝陛下

伊太利国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使男爵
ド・ビルト

勃爾牙利国公殿下

露西亜国政府ノ下ニ在勤スル外交事務官博士 デミ
トリ・イ・スタンシヨフ

在塞爾比亜国公使館附武官勃爾牙利国參謀官陸軍少佐
クリスト・ヘッサプチエフ

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任狀ヲ示シ其ノ良好妥当ナル
ヲ認メ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一章 一般平和ノ維持

第一條 列国間ノ關係ニ於テ兵力ニ訴フルコトヲ成ルヘク
制止セムカ為メ各締盟国ハ國際紛争ヲ平和ニ處理スルコ
トニ其ノ全力ヲ竭サムコトヲ約定ス

第二章 周旋及居中調停

第二條 各締盟国ハ重大ナル意見ノ衝突又ハ紛争ヲ生シタ
ル場合ニハ兵力ニ訴フルニ先チ事情ノ許ス限り其ノ交親

若シ戰闘開始ノ後ニ於テ居中調停起リタルトキハ反対ノ
約束アル場合ノ外ニ之カ為メ現ニ実行中ノ作戦ヲ中止スル
コトナシ

第八條 各締盟国ハ事情ノ許ス限り左ノ手續ヲ以テスル特
別居中調停ノ適用ヲ可トスルコトニ同意ス

平和ヲ破ルノ虞アル重大ナル紛争ヲ生シタル場合ニハ紛
争国ハ平和ノ破裂ヲ豫防スル為メ各各一國ヲ撰定シ他ノ
一方ヨリ選定シタル国ト直接ノ交渉ヲ開クノ任務ヲ附託
スヘシ

右附託ノ期間ハ反対ノ規約アル場合ノ外三十日ヲ超エサ
ルモノトシ期間中紛争事件ニ関スルコトハ調停国ニ一任
シタルモノト看做シ紛争国ハ自ラ直接ノ交渉ヲ為スコト
ヲ中止スヘシ右調停国ハ紛争ヲ處理スルニ全力ヲ竭スヘ
キモノトス

平和ノ既ニ破レタル後ト雖モ右調停国ハ平和ヲ回復スル
ノ機會アル毎ニ之ヲ利用スルノ共同任務ヲ負フヘキモノ
トス

第三章 國際審理委員

第九條 名譽又ハ重要ナル利益ニ關係セス事案上ノ見
解ノ異ルヨリ生シタル國際紛争事件ニシテ外交上ノ手段

ニ依リ其ノ妥協ヲ遂クルコト能ハサリシ場合ニハ紛争国ハ事情ノ許ス限リ萬國審理委員ヲ設ケ之ヲシテ公平誠実ナル審査ニ依リテ事實問題ヲ明カニシ紛争ノ結了ヲ幫助スルノ任ニ当ラシムルヲ以テ各締盟国ハ有益ナリト認ム

第十條 國際審理委員ハ紛争国間ノ特別條約ヲ以テ之ヲ設置ス

審理條約ハ審査スヘキ事實及委員ノ權限ヲ明瞭ニ規定ス

審理條約ハ審理手續ヲ規定ス

遵守スヘキ方式及期限ニシテ審理條約ニ規定ナキモノハ委員自ラ之ヲ定ム

第十一條 國際審理委員ハ反對ノ規定ナキ限リ本條約第三十二條ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ設置ス

第十二條 紛争国ハ係争事實ヲ明確ニ知悉判定スルニ必要ナル一切ノ方法及便宜ヲ其ノ為シ得ヘキ限リ充分ニ國際審理委員ニ提供スルコトヲ約定ス

第十三條 國際審理委員ハ各委員ノ記名シタル報告書ヲ紛争国ニ提出スヘシ

第十九條 仲裁裁判ニ依頼スヘキ義務ヲ締盟国ニ對シテ現ニ規定シタル一般若ハ特別條約ノ有無ニ拘ハラズ締盟国ハ仲裁裁判ニ附スルコトヲ得ヘシト思料スル一切ノ場合ニ義務の仲裁裁判ヲ普及セシメムカ為メ本條約批准前若ハ其ノ後ニ於テ一般又ハ特別ノ新協定ヲ為スノ權利ヲ保留ス

第二節 常設仲裁裁判所

第二十條 外交上ノ手段ニ依リテ處理スルコト能ハサリシ國際紛議ヲ直チニ仲裁裁判ニ附スルニ便ナラシムルノ目的ヲ以テ各締盟国ハ何時タリトモ依頼スルコトヲ得ヘク且紛争国間ニ反對ノ規約ナキ限リハ本條約ニ掲ケタル手續ニ依リテ其ノ職務ヲ行フヘキ常設仲裁裁判所ヲ構成スルコトヲ約定ス

第二十一條 常設仲裁裁判所ハ紛争国ノ間ニ特別ノ裁判所ヲ設置スルノ協約アル場合ノ外一切ノ仲裁事件ヲ管轄スルモノトス

第二十二條 海牙ニ萬國事務局ヲ設置シ仲裁裁判所書記局ノ事務ニ当ラシム
右事務局ハ裁判所ノ開廷ニ関スル通信ノ媒介者タルヘシ

第十四條 國際審理委員ノ報告書ハ単ニ事實ヲ査定スルニ止マルモノニシテ決シテ仲裁宣告ノ性質ヲ有セス此ノ査定ニ對シ如何ナル措置ニ出ツヘキヤハ全ク紛争国ノ自由タルヘシ

第四章 萬國仲裁裁判

第一節 仲裁裁判權

第十五條 萬國仲裁裁判ハ紛争国ノ選定セル裁判官ヲシテ国ト国トノ間ニ生シタル紛議ヲ權利尊重ノ基礎ニ基キ処理セシムルコトヲ以テ目的トス

第十六條 法理問題就中國際條約ノ解釈又ハ適用ニ関スル問題ニ就テハ各締盟国ハ外交上ノ手段ニ依リ結了スルコト能ハサリシ紛議ヲ處理スルニハ仲裁裁判ヲ以テ最モ有効ニシテ且最モ公平ナル方法ト認ム

第十七條 仲裁裁判條約ハ既ニ生シタル紛議若ハ將來生スルコトアルヘキ紛議ヲ處理セムカ為ニ締結スルモノトス

仲裁裁判條約ハ總テノ紛議若ハ特ニ指定シタル種類ノ紛議ノミニ関シテ之ヲ締結スルコトヲ得

第十八條 仲裁裁判條約ハ誠実ニ仲裁判決ニ服従スルノ約束ヲ包含ス

事務局ハ記録ノ保管ヲ司リ一切ノ行政事務ヲ處理ス
各締盟国ハ相互ノ間ニ定メタル一切ノ仲裁裁判規約ノ認證本竝ニ其ノ當時者タル場合ニ特別裁判所カ下シタル仲裁宣告ノ認證本ヲ海牙萬國事務局ニ交付スルコトヲ約定ス

各締盟国ハ仲裁裁判所ノ下シタル宣告ノ執行ヲ證明スルコトアルヘキ法律規則及文書モ亦同シク右事務局ニ交付スルコトヲ約定ス

第二十三條 各締盟国ハ本條約批准後三箇月以内ニ國際法上ノ問題ニ堪能ノ名アリテ德望高ク且仲裁裁判官ノ任務ヲ受諾スルノ意アル者四名以下ヲ指定スヘシ
右指定ヲ受ケタル者ハ仲裁裁判所裁判官トシテ名簿ニ記入シ事務局ヨリ之ヲ各締盟国ニ通知スヘシ

仲裁裁判官ノ名簿ニ異動アル毎ニ事務局ヨリ之ヲ各締盟国ニ通知スヘシ

二国若ハ數国相約シテ共同ニ一名又ハ數名ノ仲裁裁判官ヲ指定スルコトヲ得
同一人ニシテ數国ヨリ指定セラルルコトヲ得
仲裁裁判所裁判官ハ其ノ任期ヲ六箇年トス但シ再任セララルコトヲ得

仲裁裁判所裁判官中死亡若ハ退職スル者アルトキハ其ノ任命ノ為ニ定メタル方法ニ依リ之ヲ補缺ス

第二十四條 締盟国ハ其ノ相互ノ間ニ生シタル紛議ヲ處理

セムカ為メ常設仲裁裁判所ニ訴ヘムト欲スルトキハ其ノ紛議ヲ裁定スヘキ当該裁判部ヲ組織スル仲裁裁判官ノ撰定ハ仲裁裁判所裁判官總名簿ニ就テ之ヲ為スヘシ

仲裁裁判部ノ構成ニ関シ紛争国相互間ニ直接ノ協定ナキ場合ニハ左記ノ方法ニ従フヘキモノトス

雙方ニ於テ各二名ノ仲裁裁判官ヲ撰定シ右仲裁裁判官ハ共同シテ更ニ一名ノ上級仲裁裁判官ヲ撰定ス

其ノ投票相半ハシタル場合ニハ雙方ノ協議ヲ以テ指定シタル第三国ニ上級仲裁裁判官ノ撰定ヲ委託スヘシ

若シ右指定ニ関スル協議成立セサルトキハ雙方ニ於テ各各異リタル一國ヲ指定シ其ノ指定セラレタル兩國ノ協議ヲ以テ上級仲裁裁判官ヲ撰定ス

右ノ如ク仲裁裁判部ノ組織ヲ了リタルトキハ雙方ヨリ常設仲裁裁判所ニ訴フルノ決意及仲裁裁判官ノ氏名ヲ事務局ニ通知スヘシ

仲裁裁判部ハ雙方ノ定メタル期日ニ開廷スヘシ
常設仲裁裁判所裁判官ハ外国ニ在リテ其ノ職務ヲ執行ス

ル締盟国ノ外交代表者及和蘭国外務大臣ヲ以テ之ヲ組織シ和蘭国外務大臣ヲ推シテ其ノ議長トス

評議會ハ萬國事務局ヲ創設組織スルノ任務ヲ有シ之ヲ指揮監督スヘシ

評議會ハ仲裁裁判所ノ構成ヲ各締盟国ニ通知シ及其ノ開庁ノ設備ヲ為ス

評議會ハ其ノ事務章程及其ノ他必要ナル諸規則ヲ定ム
評議會ハ仲裁裁判所ノ職務執行ニ関シテ生スルコトアルヘキ行政事務上一切ノ問題ヲ決定ス

評議會ハ事務局ノ役員及雇員ノ任命停職及罷免ニ関スル全権ヲ有ス

評議會ハ俸給及手当ヲ定メ之ニ全般ノ經費ヲ監督ス
評議會ハ正當ニ招集セラレタル会合ニ於テ五名以上ノ出席者アルトキハ有効ノ評議ヲ開クコトヲ得且其ノ決議ハ投票ノ多数ニ由ル

評議會ハ其ノ制定シタル諸規則ヲ速ニ各締盟国ニ通知シ且毎年仲裁裁判所ノ事業行政事務ノ執行及經費ニ関スル報告書ヲ各締盟国ニ提出ス

第二十九條 萬國事務局ノ經費ハ萬國郵便聯合事務局ノ為ニ定メタル比例ニ依リ各締盟国ニ於テ之ヲ負担ス

ルニ方リ外交官ノ特權及免除ヲ享有ス

第二十五條 仲裁裁判部ハ通常之ヲ海牙ニ設置ス

仲裁裁判部ハ不可抗力ノ場合ノ外雙方ノ承諾ヲ經ルニ非サレハ其ノ所在地ヲ變更スルコトヲ得ス

第二十六條 海牙萬國事務局ハ其ノ庁舎及局員ヲ各締盟国ノ為メ特別仲裁裁判所ノ用ニ供スルコトヲ得

常設仲裁裁判所ノ裁判權ハ雙方ニ於テ其ノ裁判ヲ受クルコトヲ協定シタルトキハ規則ニ定メタル條件ニ従ヒ之ヲ非締盟国間若ハ締盟国ト非締盟国トノ間ニ生シタル紛議ニ及ホスコトヲ得

第二十七條 締盟国ハ其ノ二国若ハ數國ノ間ニ激烈ナル紛争ノ起ラムトスル場合ニハ常設裁判所ニ訴フルノ途アルコトヲ紛争国ニ注意スルヲ以テ其ノ義務ナリト認ム

故ニ締盟国ハ紛争国ニ向テ本條約ノ規定アルコトヲ注意シ且平和ノ大切ナル利益ヲ保タムカ為メ常設仲裁裁判所ニ訴フヘキコトヲ勧告スルハ全ク周旋ノ行為ニ外ナラサルモノト看做スヘキコトヲ宣言ス

第二十八條 少クトモ九箇國ニ於テ本條約ヲ批准シタル後ハ成ルヘク速ニ常設評議會ヲ海牙ニ設置シ同府ニ駐劄ス

第三節 仲裁裁判手續

第三十條 仲裁裁判ノ發達ヲ助クルノ目的ヲ以テ各締盟国ハ紛争国カ別段ノ規則ヲ協定セサル場合ニ於テ仲裁裁判手續ニ適用スヘキ左ノ規則ヲ定ム

第三十一條 仲裁裁判ニ依頼スル諸國ハ其ノ紛争事件ノ趣旨竝ニ仲裁裁判官ノ權限ヲ明瞭ニ確定シタル特別條約(仲裁契約)ニ記名ス

右條約ハ雙方ニ於テ誠實ニ仲裁宣告ニ服從スルノ約束ヲ包含スルモノトス

第三十二條 仲裁ノ職務ハ雙方ニ於テ隨意ニ指定シ若ハ本條約ニ依リテ設置シタル常設仲裁裁判所ノ裁判官中ヨリ雙方ノ撰定シタル一名又ハ數名ノ仲裁者ニ委託スルコトヲ得

紛争国相互間ニ仲裁裁判所ノ構成ニ関シ直接ノ協定ナキ場合ニハ左記ノ方法ニ従フヘキモノトス

雙方ニ於テ各二名ノ仲裁裁判官ヲ撰定シ右仲裁裁判官ハ共同シテ更ニ一名ノ上級仲裁裁判官ヲ撰定ス

其ノ投票相半ハシタル場合ニハ雙方ノ協議ヲ以テ指定シタル第三国ニ上級仲裁裁判官ノ撰定ヲ委託スヘシ

若シ右指定ニ関スル協議成立セサルトキハ雙方ニ於テ各

各異リタル一國ヲ指定シ其ノ指定セラレタル兩國ノ協議

ヲ以テ上級仲裁裁判官ヲ撰定ス

第三十三條 君主其ノ他國ノ元首ニシテ仲裁者ニ撰定セラ

レタルトキハ仲裁裁判手續ハ仲裁者自ラ之ヲ定ム

第三十四條 上級仲裁裁判官ハ當然裁判長タルヘシ

仲裁裁判所ニ上級仲裁裁判官ナキトキハ裁判所自ラ其ノ
裁判長ヲ指定ス

第三十五條 仲裁裁判官中死亡シ辭職シ若ハ原因ノ如何ニ
拘ハラス故障ヲ生シタル者アルトキハ其ノ任命ノ為ニ定
メタル方法ニ依リ之ヲ補缺ス

第三十六條 仲裁裁判所ノ所在地ハ雙方ニ於テ之ヲ指定ス
其ノ指定ナキトキハ海牙ヲ以テ所在地トス

前項ノ所在地ハ不可抗力ノ場合ノ外雙方ノ承諾ヲ經ルニ
非サレハ仲裁裁判所ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十七條 紛争國ハ自國ト仲裁裁判所トノ間ニアリテ媒
介者タル任務ヲ帶フル所ノ委員又ハ特別代理人ヲ該裁判
所ノ下ニ派遣スルノ權利ヲ有ス

紛争國ハ尙ホ顧問若ハ弁護人ヲ任命シ仲裁裁判所ニ於テ
其ノ權利及利益ヲ弁護セシムルコトヲ得

第三十八條 仲裁裁判所ハ法廷ニ於テ自ラ使用シ及其ノ使

一切ノ公文若ハ書類ヲ口頭弁論ニ於テ却下スルノ權利ヲ
有ス

第四十三條 仲裁裁判所ハ紛争國雙方ノ派遣員若ハ顧問カ
其ノ注意ヲ求ムルコトアルヘキ新ナル公文若ハ書類ヲ取
調フルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ仲裁裁判所ハ右公文若ハ書類ノ提出ヲ
要求スルノ權利ヲ有ス但シ其ノ趣ヲ相手方ニ告知スルノ
義務アルモノトス

第四十四條 仲裁裁判所ハ尙ホ雙方ノ派遣員ヲシテ一切ノ
文書ノ提出ヲ為サシメ且必要ナル一切ノ説明ヲ為サシム
ルコトヲ得若シ之ヲ拒ミタル場合ニハ其ノ旨ヲ調書ニ記
入ス

第四十五條 雙方ノ派遣員及顧問ハ其ノ訴訟ヲ弁護スル為
ニ有益ナリト認ムル一切ノ点ヲ口頭ニテ仲裁裁判所ニ申
立ツルコトヲ得

第四十六條 雙方ノ派遣員及顧問ハ抗弁ヲ為シ中間ノ争ヲ
起スノ權利ヲ有ス但シ此ノ点ニ關スル仲裁裁判所ノ決定
ハ確定ニシテ更ニ之ヲ論議スルコトヲ許サス

第四十七條 仲裁裁判所裁判官ハ雙方ノ派遣員及顧問ニ質

用スルコトヲ許スヘキ國語ヲ撰定ス

第三十九條 仲裁裁判手續ハ大体ニ於テ之ヲ準備書面ノ提
出及口頭弁論ノ二種トス

準備書面ノ提出トハ雙方ノ派遣員ヨリ印刷シ又ハ筆記シ
タル一切ノ公文及訴訟上主張スル理由ヲ掲ケタル一切ノ
書類ヲ仲裁裁判所裁判官及相手方ニ提出スルヲ云フ右書
類ノ提出ハ本條約第四十九條ノ規定ニ基キ仲裁裁判所ニ
於テ定メタル方式及期限ニ從ヒ之ヲ為スヘシ

口頭弁論トハ法廷ニ於ケル雙方主張ノ口頭演述ヲ云フ
第四十條 紛争國ノ一方ヨリ提出シタル書類ハ總テ之ヲ他
ノ一方ニ通知スヘキモノトス

第四十一條 口頭弁論ハ裁判長之ヲ指揮ス

口頭弁論ハ紛争國ノ承諾ヲ經テ為シタル仲裁裁判所ノ決
定ニ依ルノ外之ヲ公開セス

口頭弁論ハ裁判所長ノ指定スル書記ノ作リタル調書ニ之
ヲ記載シ此ノ調書ノミヲ以テ公正ナル性質ヲ有スルモノ
トス

第四十二條 仲裁裁判所ハ準備書面ノ提出終結ノ後ハ紛争
國ノ一方ヨリ他ノ一方ノ承諾ヲ得シテ提出スル新ナル

問ヲ為シ且疑ハシキ事項ニ關シテ其ノ説明ヲ求ムルノ權利
ヲ有ス

弁論ノ進行中仲裁裁判所裁判官カ為シタル質問又ハ注意
ハ仲裁裁判所全体若ハ其ノ裁判官自己ノ意見ヲ表彰シタ
ルモノト看做スコトヲ得ス

第四十八條 仲裁裁判所ハ仲裁契約其ノ他紛争事件ニ關シ
テ援用セラルヘキ諸條約ヲ解釈シ且國際法ノ原則ヲ適用
シテ自ラ其ノ權限ヲ定ムルコトヲ得

第四十九條 仲裁裁判所ハ訴訟取扱手續ニ關スル命令ヲ發
シ各當事者ノ確答ヲ為スヘキ方式及期限ヲ定メ且證據調
ノ為メ適當ナル一切ノ手續ヲ履行スルノ權利ヲ有ス

第五十條 雙方ノ派遣員及顧問ヨリ各各其ノ訴訟ヲ弁護ス
ル一切ノ説明及證據ヲ提出シ了リタルトキハ裁判長ハ弁
論ノ終結ヲ宣告ス

第五十一條 仲裁裁判所ノ評議ハ秘密會トス
決議ハ總テ裁判官ノ多数ニ依ル

裁判官中表決ノ數ニ加ハルコトヲ拒ムモノアルトキハ其
ノ旨ヲ調書ニ記入スヘシ

第五十二條 投票ノ多数ニ依リテ決定シタル仲裁宣告ニハ
其ノ理由ヲ附ス右宣告ハ書面ニ認メ各裁判官之ニ記名ス

裁判官中少数ニ屬シタル者ハ記名ノ際其ノ不同意ノ旨ヲ記入スルコトヲ得

第五十三條 仲裁宣告ハ雙方ノ派遣員及顧問在廷シ若ハ之ニ對シ正當ノ呼出ヲ發シタル仲裁裁判所ノ公開廷ニ於テ之ヲ朗誦ス

第五十四條 正當ニ言渡ヲ為シ且雙方ノ派遣員ニ通知シタル裁判宣告ハ確定ニシテ上告ヲ許サス

第五十五條 紛争国ハ仲裁契約ニ於テ仲裁宣告ノ再審ヲ請求スルノ權利ヲ保留スルコトヲ得

前項ノ場合ニハ再審ノ請求ハ反對ノ約束ナキ限り最初宣告ヲ為シタル仲裁裁判所ニ之ヲ為スヘシ右ノ請求ハ口頭弁論終結ノトキ仲裁裁判所モ又再審ヲ要求シタル一方ノ紛争国モ共ニ覺知セザリシ新事實ニシテ其ノ性質宣告ニ斷乎タル影響ヲ与ヘ得ヘキモノヲ發見シタル場合ノ外之ヲ為スコトヲ得ス

再審ノ手續ハ特ニ新事實ノ存在スルコトヲ確認シ其ノ事實ハ前項ニ揭ケタル性質ヲ有スルコトヲ識認シ且之カ為メ再審ノ請求ノ受理スヘキモノタルコトヲ宣言スル仲裁裁判所ノ決定ニ依ルノ外之ヲ開始スルヲ得ス

再審ノ請求ヲ提出スヘキ期限ハ仲裁契約ニ於テ之ヲ定ム

国政府ニ通告シ同国政府ヨリ更ニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通知スヘシ

第六十條 萬国平和會議ニ賛同セザリシ諸国カ本條約ニ加盟シ得ヘキ條件ハ他日締盟国間ノ協商ニ依リテ之ヲ定ム

第六十一條 若シ締盟国中ノ一國ニ於テ本條約ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ和蘭国政府ニ通告シ同国政府ヨリ直チニ之ヲ爾余ノ締盟国ニ通知シタル後一箇年ヲ經過スルニ非サレハ右廢棄ノ効力ヲ生スルコトナシ

右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノミニ止マルモノトス

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記名調印スルモノナリ

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭国政府ノ記録ニ保管シ其ノ認證謄本ヲ作りテ外交上ノ手續ニ依リ之ヲ各締盟国ニ交付スルモノナリ

白 耳 義 國 ア、ベルネルト印

伯爵ド、グレル、ロジエー印

シュヴァリエー、デカン印

丁 抹 國 エフ、ビル印

西 班 牙 國 公爵デ、テツアン印

ドブルヴェ、エル、デ、ヴィーリヤ、

ウルーチャ印

第五十六條 仲裁宣告ハ仲裁契約ヲ締結シタル紛争国ニ對スルノ外効力ヲ有スルコトナシ

仲裁契約ニシテ紛争国以外ノ諸国カ加盟セル條約ノ解釈ニ關スルモノナルトキハ紛争国ハ其ノ締結シタル仲裁契約ヲ右諸国ニ通告スヘシ右諸国ハ各各訴訟ニ参加スルノ權利ヲ有ス若シ其ノ一國若ハ數國ニ於テ此ノ權能ヲ利用シタルトキハ宣告文中ニ記載シタル解釈ハ其ノ國ニ對シテモ亦均シク効力ヲ有スルモノトス

第五十七條 紛争国ハ各各自國ニ係ル費用ヲ負担シ且仲裁裁判所費用ヲ等分ニ負担スルモノトス

總 則

第五十八條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ保管ス

各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ海牙萬国平和會議ニ賛同シタル各國ニ交付スヘシ

第五十九條 萬国平和會議ニ賛同シタル諸國ニシテ本條約ニ記名セサルモノハ他日之ニ加盟スルコトヲ得此場合ニ於テ其ノ加盟ヲ各締盟国ニ通知スルニハ書面ヲ以テ和蘭

アルツーロ、デ、バゲール印

アンドリエー、デー、ホワイト印

セッス、ロウ印

スタンフォード、ニウエル印

エー、チー、マハン印

ウィリアム、クロジエー印

千八百九十九年七月二十五日萬国会
議ノ總會ニ於テ為セル宣言ヲ保留ス

墨西哥合衆國 ド、ミエー印

セニール印

仏蘭西共和國 レオン、ブルジョア印

ジエー、ピウィル印

デツールネル、ド、コンスタン印

希 臘 國 ニー、デアアンニ印

モンテネグロ國 スタール印

和 蘭 國 ファン、カルネベーク印

デン、ベール、ポールチュゲール印

デー、エム、チエー、アッセル印

エー、エヌ、ラヒュセン印

波斯 国 ミルザ、リザ、カン（アルファ、ウッ

ドウレー）印

葡萄牙 国 伯爵デ、マセーゾ印

ドルネーラス、デ、ヴァスコンセーロ

ス印

伯爵デ、セリール印

羅馬尼亞 国 アー、ベルデマン印

ジャン、エヌ、パピニウ印

露西亜 国 スタール印

ア、バシリール印

暹羅 国 ビア、スリヤ、ヌヴァートル印

ヴィスッダ印

瑞典諾威 国 ビルト印

博士デ、スタンショッフ印

陸軍少佐ヘッサブチエッフ印

三、陸戦ノ法規慣例ニ関スル條約

條約ノ附屬書 陸戦法規慣例ニ関スル規則

白耳義国皇帝陛下、丁抹国皇帝陛下、西班牙国皇帝陛下並
ニ同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇后陛下、墨西哥合衆国

テ交戦国相互間並ニ人民トノ關係ニ於ケル交戦国ノ行動ノ
準則タルヘキモノトス

實際ニ發生スル一切ノ場合ニ普ク適用スヘキ規定ヲ今ヨリ
豫メ設定シ置クコト能ハスト雖モ明文ナキノ故ヲ以テ總テ
規定ナキ場合ヲ挙テ軍司令官ノ擅断ニ放任スルハ各締盟国
ノ意思ニアラス

各締盟国ハ一層完備シタル戦闘法典ノ編纂セラルルニ至ル
マテハ其ノ採用シタル條規ニ漏レタル場合ニ於テハ人民及
交戦者カ從來文明国民ノ間ニ存立スル慣習人情ノ原理並ニ
公共良心ヨリ生スル萬民法ノ原則ニ依リテ保護セラレ且之
ニ服従スヘキモノト断定スルヲ以テ適當ト認ム

各締盟国ハ其ノ採用シタル規則中殊ニ第一條及第二條ハ右
ノ趣旨ヲ体ジテ約定シタルモノナルコトヲ宣言ス

各締盟国ハ之カ為メ條約ヲ締結セムコトヲ欲シ各各左ノ全
權委員ヲ任命セリ

白耳義国皇帝陛下

國務大臣衆議院議長 オーギュスト、ベルネルト

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使伯爵

ド、グレル、ロジエー

元老院議員 シュヴァリエー、デカン

大統領、仏蘭西共和国大統領、希臘国皇帝陛下、モンテネ
グロ国公殿下、和蘭国皇帝陛下、波斯国皇帝陛下、葡萄牙
国及（アルガルヴ）皇帝陛下、羅馬尼亞国皇帝陛下、全露
西亜国皇帝陛下、暹羅国皇帝陛下、瑞典諾威国皇帝陛下及
勃爾牙利国公殿下ハ平和ヲ維持シテ諸国間ノ戦闘ヲ制止ス
ルノ方法ヲ講スルト同時ニ其ノ所願ニ反シテ萬避クルコト
能ハサル事變ノ為ニ兵力ニ訴フルコトアルヘキ場合ヲ豫想
スルノ必要ナルコトヲ察シ

斯ノ如キ非常ノ場合ニ於テモ尙ホ能ク人類ノ福利ト文明ノ
發展止ムコトナキ需要トニ副ハムコトヲ希望シ
之カ為メ戦闘ニ関スル一般ノ法規慣例ハ一層精確ナラシム
ルヲ目的トシ又ハ成ルヘク戦闘ノ惨苦ヲ減殺スヘキ制限ヲ
設クルヲ目的トシテ之ヲ修正スルノ必要ヲ認メ

二十五年前即チ千八百七十四年比律悉會議ノ當時ニ於ケル
カ如ク今日モ亦賢明慈仁ナル先見ヨリ出テタル前記ノ目的
ヲ体シ

陸戦慣習ヲ明確ニ規定スルヲ目的トスル許多ノ條規ヲ採用
セリ

各締盟国ノ所見ニテハ右條規ハ軍事上ノ必要ト相容ルル限
リ努メテ戦闘ノ惨害ヲ軽減スルノ希望ニ出テタル成案ニシ

丁抹国皇帝陛下

大不列顛国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使侍

從 エフ、エ、ド、ビル

西班牙国皇帝陛下並ニ同皇帝陛下ノ名ヲ以テスル摂政皇
后陛下

前外務大臣公爵 デ、テツアン

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ド

ヴルヴェ、ラミールレス、デ、ヴィーリヤ、ウルーチャ

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 アル

ツーロ、デ、バゲール

墨西哥合衆国大統領

仏蘭西共和国政府ノ下ニ駐劄スル特命全權公使 ド、

ミエー

白耳義国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル弁理公使 セニール

仏蘭西共和国大統領

前内閣議長 前外務大臣衆議院議員 レオン、ブール

ジョア

和蘭国皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使 ジョ

ールジュ、ピウール